

編集・発行

流山市農業委員会からの お知らせ(第12号)

平成27年1月1日
流山市農業委員会事務局
流山市平和台1-1-1
TEL 04-7150-6102

新 農 業 委 員 決 ま る

任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、平成26年7月20日付で16名の農業委員が就任しました。（公選9名、流山市議会推薦の選任委員4名、とうかつ中央農業協同組合推薦の選任委員1名、流山市新川土地改良区推薦の選任委員1名、北総農業共済組合推薦の選任委員1名）

また、7月22日に改選後最初の総会が開催され、会長に高市正義委員が、同職務代理者に水代啓司委員が選任されました。



会長就任にあたって

流山市農業委員会長 高市 正義

このたび、農業委員会初総会において、農業委員各位のご推挙により、前期に引き続き会長という重責を担うことになりました。皆様のご協力の下、公平、適正な農業委員会運営に努めてまいる決意です。

さて、農業を取り巻く環境は農業所得の減少、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加など、厳しい状況が続いております。このような状況の中、農業委員会は農地と担い手を守り、農業者とのパイプ役として積極的な活動を推進してまいります。

また、日本の農産物の自由化が図られつつある時、担い手の確保や農地の利用集積など、生産性の高い都市型農業を確立していく必要があります。さらに、都市型農業としての流山らしい農業を作り上げるには、生産者の努力はもとより行政の支援が必要です。

これら役割を果たすため、農業委員が一丸となって地域に密着した農業委員活動を展開してまいりますので、ご支援とご協力をお願い申しあげます。



新農業委員の紹介

任期:平成26年7月20日~平成29年7月19日

3年に1度の農業委員統一選挙が7月6日に告示され、定数(9人)を超えた10人の立候補があったため、本市では39年ぶりとなる農業委員選挙が行われました。

その結果、新委員5名を含む9名が当選し、農業委員となりました。なお、今回の改選により須郷委員・根本委員・中村(敏)委員・水野委員・青野委員・酒巻委員、また、農業委員として5期15年、その内4期12年もの間、会長職務代理者を務められた石井勇委員が御勇退されました。これまでの御尽力ありがとうございました。

*掲載は議席番号順

			
小田桐 仙 委員 流山市議会推薦 (東初石2丁目)	吉田 達弘 委員 とうかつ中央農業協同組合推薦 (市野谷)	岡田 長政 委員 公選 (駒木台)	恩田 一雄 委員 公選 (鰐ヶ崎)
			
増田 正美 委員 公選 (名都借)	石井 博 委員 公選 (西深井)	秋元 正 委員 公選 (前平井)	山崎 日出男 委員 公選 (上貝塚)
			
中村 彰男 委員 流山市議会推薦 (三輪野山四丁目)	小嶋 悅子 委員 流山市議会推薦 (市野谷)	小倉 節子 委員 流山市議会推薦 (駒木台)	豊島 啓行 委員 流山市新川土地改良区推薦 (北)
			
大作 榮 委員 公選 (小屋)	小林 常男 委員 公選 (平方)	水代 啓司 会長職務代理者 北総農業共済組合推薦 (向小金3丁目)	高市 正義 会長 公選 (駒木)

農地転用について

農地を転用（農業以外の目的で利用）する場合には、市街化区域であれば届出、市街化調整区域であれば許可が必要となります。

大規模な工事はもちろん、農地造成工事（田を埋立てて畑にする工事）や駐車場を整備する等の行為であっても無断で行うと違法となり、場合によっては元の農地に復元するよう命今が発せられたり、3年以下の懲役や300万円以下（法人の場合1億円以下）の罰金といった厳しい処置が取られる可能性がありますので、必ず正規の手続きを経ていただきますようお願いします。

また、市街化調整区域の許可の場合、農地の所在や転用目的、施工方法などによっては許可が出来ない場合もありますので、ご注意ください。



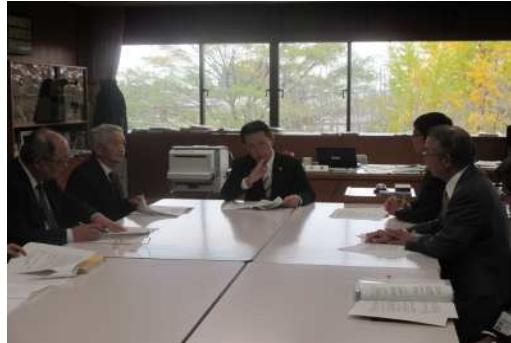
平成27年度流山市農業施策に関する建議書を提出しました！

平成26年11月17日、本市農業委員会を代表し、高市会長、水代会長職務代理者及び総合農政検討委員会小田桐委員長、同石井副委員長から、井崎市長に「平成27年度流山市農業施策についての建議書」を提出しました。

建議書は、「流山市後期基本計画」に位置付けられた都市型農業に対応した農業経営の安定と振興のため、7つの個別施策を柱に各地域の農業委員が、農業者からの意見・要望等を考慮し、慎重に検討をいたしました。この結果、各個別施策の推進にあたり、37項目の実現に向けた措置をとられるよう建議しました。

また、建議の提出にあたっては、概要について委員長から市長に直接説明を行ったほか、学校給食や新川耕地問題等についての議論を交わしました。

建議の全文については、別紙のとおりです。



ご存じですか？ 農地の貸し借り（農業経営基盤強化促進法）

農地の賃借をする方法としては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の制度があります。

- ・この制度は、市が関与するので、安心して貸し借りができます。
 - ・貸借に際しては、農地法の許可が不要で、手続きも簡易です。
 - ・あらかじめ貸借期間を設定するため、期限がきた農地は離作料を支払うことなく、貸し手である農地所有者に返還されるので安心して貸付ができます。
 - ・引き続き賃借を希望する場合は、賃借期間が終了しても、更新の手続きが行えます。
- * 借り手については、農業者としての一定の条件がありますので、農業委員会にお問い合わせください。

平成26年度農地利用状況調査を実施 農地を所有している方は、適正な管理を！

農業者の高齢化や後継者不足などから、大切な農地が耕作されず遊休化している場合が少なくありません。

このため、農業委員会では、10月に農地の実態把握と遊休農地の発生防止・解消対策を目的として農業委員が地域を巡回し市内農地の利用状況について調査を実施しました。

調査の結果、農地の適正な利用が行われていない所有者の方には、農地の有効活用のための意向確認調査を行ってまいります。

農地の所有者が耕作できない場合には、市が行っている農地利用集積円滑化事業を利用して、耕作面積を拡大したい農業者などへ貸付けをすることを推進していますので、市農政課 (7150)6086または、農業委員会まで御相談ください。

遊休農地とは……過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、今後も引き続き耕作の目的に使用される見込みのない農地

平成26年賃借料情報

(1) 田(水稻)の部

締結(公示) された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
流山市全域	9,200円	12,500円	4,400円	44

(2) 畑(普通畠)の部

締結(公示) された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
流山市全域	17,200円	27,000円	9,000円	77

平成26年1月から平成26年12月までに、締結(公示)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、上記のとおりです。

データ数は、集計に用いた筆数です。

水稻で賃借料が物納支給の場合は、玄米30kg当たり4,500円に換算しています。

賃借料情報は、農地の賃貸借をする場合の目安となるよう、賃借料の情報を提供するものです。

あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件等により当事者間の話し合いを通して、適正な金額を決めてください。

全国農業新聞を購読してみませんか

毎週金曜日発行

B3版8~10頁建

購読料:月600円[送料、税込み]



農業者年金に加入しましょう。

保険料は、月額2万円から6万7千円まで。

ライフプランに合わせ保険料を自由に選択できます。

しっかり積み立て、がっちりサポート

安心で豊かな老後を

農業者年金

